

瀬戸市小中一貫教育  
に関する基本構想

平成28年10月  
瀬戸市教育委員会

## 小中一貫校設立で目指す新しい教育の姿

本市では、第2次瀬戸市教育アクションプランに基づいて、特色ある教育活動を展開しています。

長年に渡って培われた教育風土によって、誰もが、「せと」という言葉の響きを身体の一部として生きてきました。

この度、長年の懸案である“小中学校の適正規模・適正配置”の実現に向け、思い切った指導体制の改善と教育環境の整備を行い、教員・保護者・地域の方々の意識改革に繋げていきます。

これまでの学校・家庭・地域の学びの姿を根本的に見直し、今日的な教育課題の解決を目指します。

具体的な姿を想像してみてください。小学校で6年間学び、卒業し、中学校での3年間の学びに切りかわる。これが当たり前のことでした。切れ目のない指導の重要性が認識されつつも、それが、十分になされないまま、子どもたちは、中学校での生活を始めます。授業についていける子も、いけない子も、一律に中学校での学習が始まってしまいます。スタート時点から生じた習熟度、理解度の差を埋めることは、子どもたちにとっても、教員にとっても並大抵のことではありません。

しかし、これからは違います。例えば、小学生の学ぶ姿を中学校の教員が直に観察し、ときに触れ合い、これまでの成長段階を踏まえたうえで、中学校の入学生として迎える。逆に、中学2年生の学ぶ姿を小学校の教員が見て、その子の身につけた力がどこまで中学校の教員の要求に応えられたかを確認する。小中学校の教員が成長過程の指導を共有しながら、その子にとって必要な理解の仕方を情報共有して、子どもたちと関わる。こうした小・中学校間の日常的な取り組みによって、これまでに成し得なかった“子ども一人ひとりの理解の深さに応じた学び”を保障することが可能になります。

すべての教職員が、9年間の成長を“共通の願い”を持って見守り、本市の強みである地域の方々の力もお借りして、施設全体が学校・保護者・地域の協働の場となります。

子どもたち一人ひとりの成長を、その場で、その瞬間に見届けられる環境、それが、小中一貫の新たな教室の姿なのです。

本市は、子どもたち一人ひとりが「我が校で、学んで良かった。」と思い、保護者・地域が「子どもたちを学ばせて良かった。支えて良かった。」と実感できる、そのような小中一貫の学校づくりを目指します。

さらに、今回の改革のもう一つの大きな目的は、これまでの学び舎であった既存の学校を、引き続き、地域の拠点として存続させることにあります。人々が「せと」という風土を守り、自信を持って世界に羽ばたく力を蓄える人づくりの場として、それをすべての地域住民で育てていく極めて大切な巣として、これからも地域に愛される施設となっていくよう、地域と行政が力を結集させるエネルギッシュな取り組みであります。

今回提案しております基本的な計画案に総力を上げて肉付けすることで、瀬戸市の未来を切り拓いていきましょう。そのために、皆さんの力を是非ともお貸しください。

瀬戸市教育委員会 教育長 深見和博

## 目次

|   |                      |   |
|---|----------------------|---|
| 1 | 瀬戸市における小中一貫教育の基本的考え方 | 1 |
| 2 | 小中一貫教育のねらい           | 1 |
| 3 | 小中一貫教育で期待される効果       | 2 |
| 4 | 瀬戸市における小中一貫教育の取組     | 2 |
|   | (1) 9年間を見通した学習指導の充実  |   |
|   | (2) 乗入れ授業の実施         |   |
|   | (3) 教職員の交流           |   |
|   | (4) 児童生徒の交流          |   |
|   | (5) グローバルな人材の育成      |   |
|   | (6) 情報化社会に対応した人材の育成  |   |
|   | (7) 学校と地域が協働した取組の推進  |   |
| 5 | 施設形態別小中一貫教育の取組       | 5 |
|   | (1) 小中一貫校における小中一貫教育  |   |
|   | (2) 小中一貫校以外の小中一貫教育   |   |
| 6 | 義務教育9年間の指導体制         | 5 |

## 1 瀬戸市における小中一貫教育の基本的考え方

- 平成28年4月1日に「学校教育法等の一部を改正する法律」が施行され、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度が創設されました。また、今後独立した小・中学校が義務教育学校に準じた形で、一貫した教育を施すことができるよう、小中一貫型小学校・中学校（仮称）も制度化することが提言されています。
- 「第2次瀬戸市教育アクションプラン」では、基本理念として、次の言葉を掲げています。
  - ・瀬戸のすべての子どもたちが「瀬戸で学んでよかった」
  - ・瀬戸のすべての親たちが「我が子を瀬戸で育ててよかった」
  - ・瀬戸のすべての市民が「瀬戸で生きてよかった」
- アクションプランの基本的方向性（目指す人間像）として、基本理念を実現し、「自ら考え、学び、生き抜く力」を育成するため、「自立」「創造」「協働」「共生」「挑戦」の5つの基本的な方向を目指しております。
- アクションプランの基本施策18「関係機関の連携による教育の推進」では、「小中一貫教育の推進や小中一貫校の導入」として、小学校から中学校への円滑な移行、教員や授業の学校間の交流を行うなど、保護者や地域の方々の参画と支援のもと、子どもたち一人ひとりの個性を伸ばし、自立性及び社会性を養うこととしています。

## 2 小中一貫教育のねらい

本市では、児童生徒に確かな学力の定着と向上、豊かな心の育成、健やかな体の育成を目指して、教育活動を進めてきました。

しかし、少子高齢化や核家族化、個人のライフスタイルや価値観の多様化に伴い地域コミュニティが希薄になるなど、児童生徒の学習指導及び生徒指導のうえで課題が多様化・複雑化してきており、小学校や中学校だけで解決できない課題に対しては、小学校と中学校がこれまで以上に連携して取り組むことが求められています。

特に、中学生で急増するいじめや不登校などへの対応が必要となる一方で、小中学校の教職員間において、指導内容や指導方法に関する違いや、児童生徒を理解するための情報交換や共通理解の不足など、小学校と中学校の間で指導が途切れることが課題となっています。

これらの課題を解決するためには、異なる学年や学校種への移行を見通しながら

指導にあたり、次の学年へと指導をつなげていく意識を高めることが重要であり、児童生徒の一人ひとりに応じた質の高い、きめ細かい学習指導、生徒指導を通じて、児童生徒の学力・体力の向上に取り組むとともに、児童の中学校進学に対する不安感を減らし、学校生活への期待感が高まるよう、小・中学校間を円滑に接続させなければいけません。また、教員が9年間を見通してどのような子どもに育てるのか、15歳までに子どもたちにどのような力を高めてもらうのかを考えて指導に当たる必要があります。

そのため、本市では、義務教育9年間を見通した小中一貫教育を実践します。

また、小中一貫教育を実践するためには、保護者や地域の方々の理解や協力が不可欠であるため、目指す子ども像を共有しながら、信頼される学校づくりや開かれた学校づくりを推進するとともに、学校・家庭・地域が連携・協働しながら、子どもたちの9年間を地域や社会全体で支えることにつなげていきます。

### 3 小中一貫教育で期待される効果

- 小学校と中学校の教員が、義務教育9年間の目指す子ども像を設定して、教育目標を定め、連続性・系統性に配慮した教育を行うことにより、児童生徒の「確かな学力」の定着や向上が図られます。
- 子どもたちの成長を多くの教職員が長きに渡って関わることで、児童生徒の理解が深まり、発達段階に応じたきめ細かい指導が可能となり、児童生徒の学校生活への適応力の向上が期待できます。
- 小学校高学年に中学校の教員が乗り入れ授業を行うことにより、専門性を生かした授業を実施することができ、小学生の興味や関心を高めます。また、小学生と中学生が異学年交流することにより、豊かな人間性と社会性を育むことが期待できます。

### 4 瀬戸市における小中一貫教育の取組

小学校から中学校への指導が途切れることがないようにすることで、いわゆる中1ギャップやいじめ・不登校などが生じないように努めるとともに、次に掲げる取組を行うことで、子どもたちにとって、義務教育9年間を見通したより良い教育環境を整備していくこととします。

### (1) 9年間を見通した学習指導の充実

小中学校の教員による相互の授業参観や合同研修会を通して、互いの指導内容や指導方法などに関する理解を深め、義務教育9年間を見通した連続性・系統性に配慮したきめ細かい学習指導を行うことにより、学力などの向上を図ります。

また、小中学校の教職員による児童生徒に関する情報交換や共通理解などを日常的に行うことで、児童生徒の学校生活への適応力の向上などを目指します。

### (2) 乗入れ授業の実施

小学校高学年から専門性の高い教科について、一部教科担任制を採り入れ、中学校の専門教科の教員が授業を行います。

また、小学校の教員が中学校へ出向き、中学校の教員と一緒にチーム・ティーチングによる授業を行うことにより、子どもたちを複数の教員で見守り、きめ細かな指導をするなど、小学生から中学生への緩やかなステップアップとなるよう取り組みます。

### (3) 教職員の交流

小中学校の教員による相互の授業参観や合同研修会を通して、互いの指導内容や指導方法などに関する理解を深め、義務教育9年間を見通した連続性・系統性に配慮したきめ細かい指導を行うとともに、教員の指導力の向上が期待できます。

また、小中学校の教職員による児童生徒に関する情報交換や共通理解などを通して、児童生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細かい生徒指導により、児童生徒の学校生活への適応力の向上や問題行動などの減少を目指します。

### (4) 児童生徒の交流

異学年による児童生徒間の交流を促進して、中学生が小学校低学年を指導することで、中学生は自覚や自尊感情が生まれ、小学生は中学生への憧れを持つことが期待されます。

また、小学校高学年が中学校の部活動に参加することで、運動能力の促進と仲間意識を育みます。

さらに、児童生徒が多様な大人たちと関わる機会など、幅広い集団での交流活動を通して、児童生徒に豊かな人間性を醸成することとします。

### (5) グローバルな人材の育成

小学校の外国語活動が教科に位置づけられる予定であり、国を挙げてグローバル化への対応が進んでいます。そのため、本市においては、我が国、我がまちの文化

や歴史を認識しつつ、小学校1年生から中学校3年生までの系統的な英語教育カリキュラムを整備して、子どもたちが英語力を身につけ、コミュニケーション力の育成と併せて、グローバルに社会で活躍する教育環境を整備していきます。

#### (6) 情報化社会に対応した人材の育成

情報通信技術の進展に伴い、学校において情報化社会に対応した人材を育成するため、ICT機器の導入を進めています。今後はさらに、ICTの有効活用を研究するとともに、9年間で育成すべき能力を系統的に積み上げて、子どもたちの関心を高め、得た情報を活用する授業を実践します。

#### (7) 学校と地域が協働した取組の推進

義務教育の9年間を通じた学校・家庭・地域の連携を通して、社会全体で子どもを育てる意識を高め、家庭の教育力、地域の教育力の向上を図るとともに、地域の特色ある学校づくり、安全で安心な学校づくりを進めます。また、保護者、地域との合同行事により、地域への愛着や思いやりの心を育みます。

特に、次に掲げる事業について、教員が全て指導するのではなく、地域の方々に直接指導を頂きながら、児童生徒が地域での役割を担いつつ、自主的に活動する機会を確保していきます。

##### ア 郷土学習の推進

瀬戸の豊かな文化や歴史を認識して、瀬戸に愛着をもってもらうため、郷土学習「せと学」を実施し、地域住民の参画と支援により、瀬戸の歴史や各地域の伝統や文化、産業など、子どもたちへの伝承を図ります。

また、児童生徒が積極的に地域行事に参加するようにして、社会に参画する意識の向上や地域に貢献する心を養います。

##### イ 防災教育

命を守る防災教育を積極的に推進し、子どもたちが自らの命を大切にするとともに、場面に応じて他人の命を守るため、最善を尽くそうとする態度や率先して行動しようとする力を育み、地域を守る将来の担い手となるようにしていきます。

##### ウ キャリア教育

瀬戸キャリア教育推進協議会と連携し、発達段階に応じた連続性・一貫性のあるキャリア教育を、地域の人材や地域企業の協力を得ながら計画的・組織的に実施し、望ましい勤労観や職業観を育むとともに、子どもたちが主体的に自己の進路を考え、将来、社会の中で自分らしい生き方を実現するための資質や能力を育みます。

## エ 食育

生きた教材として、学校給食を活用した指導や家庭・地域と連携した食に関する体験活動などにより、食育を推進します。

また、学校給食は、地産地消や旬の食材を活用することにより、子どもたちの心身の健全な発達と望ましい食習慣の定着を目指します。

## オ 環境教育

義務教育9年間を見通して、各教科や総合的な学習の時間、道徳、学校行事などの教育活動全体の中で、子どもたちが体験的な学習を通して、環境に対する理解を深め、自分たちの住むまちを中心として、持続可能な社会づくりに主体的に行動する態度や資質、能力の育成を図ります。

# 5 施設形態別小中一貫教育の取組

## (1) 小中一貫校における小中一貫教育

本市の小中一貫校においては、義務教育9年間を見通した教育課程を編成し、指導内容や指導体制などの工夫により、小・中学校間の円滑な接続を図ります。また、施設一体型という特性を最大限に活用し、子どもたち同士の交流や教職員などの連携・協働に重点を置き、本市における小中一貫教育のモデル校として、多様な小中一貫教育活動に取り組んでいきます。

そして、その取り組み成果を検証する中で、小中一貫教育として取り組むべき事項を整理し、市全域の教育に展開します。

## (2) 小中一貫校以外の小中一貫教育

小中一貫校以外の学校においても、義務教育9年間を通して、中学校1校とその周辺に位置する小学校が1つのまとまりとなり、モデル校として的小中一貫校における小中一貫教育の取り組み成果の中から、学校や地域の特色を生かした小中一貫教育を、順次全校で実践していきます。

# 6 義務教育9年間の指導体制

小学校6年間、中学校3年間という学校種毎の枠組みを基にしながら、義務教育9年間の前期4年、中期3年、後期2年に区分し、発達段階の特性を重視しながら、連続性・系統性に配慮した教育課程を展開していきます。



○前期（4年間：小学校1年生～小学校4年生）

学級担任制によるきめ細かい指導や家庭との連携による規律や学習、生活習慣の定着を図ります。

○中期（3年間：小学校5年生～中学校1年生）

小学校高学年で一部教科担任制を実施するとともに、小中学校教員の乗り入れ授業やチーム・ティーチング授業を行い、小・中学校間の円滑な移行を図り、中学校の学習面における不安の軽減を図ります。

○後期（2年間：中学校2年生、中学校3年生）

個性や能力の伸長を図り、自分の生き方を考えたり、これまで身につけたことを発展させたりすることを重視し、自ら課題を見つけ解決する力の育成を図ります。

特に、小学校から中学校への進学時において、新しい環境での学習や生活へ移行できない生徒が多いことから、中期（小5～中1）において、小・中学校間の円滑な移行に配慮した様々な取り組みを行います。

| 小学校課程 6年                     |    |    |    | 中学校課程 3年           |    |       |                  |    |
|------------------------------|----|----|----|--------------------|----|-------|------------------|----|
| 前期 4年                        |    |    |    | 中期 3年              |    | 後期 2年 |                  |    |
| 小1                           | 小2 | 小3 | 小4 | 小5                 | 小6 | 中1    | 中2               | 中3 |
| 9年間を見通して、連続性・系統性に配慮した教育課程の編制 |    |    |    |                    |    |       |                  |    |
| 学習指導、生活習慣の基礎・基本の徹底           |    |    |    | 小・中の円滑な接続と学習の習熟・定着 |    |       | 義務教育の仕上げ、進路指導の充実 |    |
| 学級担任制                        |    |    |    | 乗入れ授業              |    | 教科担任制 |                  |    |
|                              |    |    |    |                    |    |       |                  |    |
| 学校と地域が協働して、児童生徒の自主的な活動を支援    |    |    |    |                    |    |       |                  |    |